

北海道大学学術成果コレクション利用細則

(平成18年3月17日図書館委員会裁定)

(趣旨)

1. 本細則は、北海道大学学術成果コレクション運用要項第2条に定める目的を達するために、同要項第4条に基づき北海道大学学術成果コレクションにおける資料の利用に係る事項を定めるものである。

(利用条件)

2. 本コレクションの資料は、以下のいずれかの条件が適用されており、閲覧等の私的な利用を超える利用については、資料の利用者は、以下に掲げる条件を遵守するものとする。
 - (1) 利用しようとする資料が、本コレクションで公開する以前に、出版社等により出版・公表され、投稿規則ないし出版契約等により当該出版社等が利用に係る条件を定めている場合、その条件に従うものとする。
 - (2) 利用しようとする資料が、別紙に掲げる Creative Commons Public License (日本法準拠版)「帰属 - 非営利 - 同一条件許諾」の適用を受けている場合、当該ライセンスの定める条件に従うものとする。

(免責事項)

3. 附属図書館は、本コレクションの資料を利用することによって発生した利用者のいかなる損害についても、一切責任を負わないものとする。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から実施する。



帰属 - 非営利 - 同一条件許諾 2.1 日本

あなたは以下の条件に従う場合に限り、自由に

- 本作品を複製、頒布、展示、実演することができます。
- 二次的著作物を作成することができます。

あなたの従うべき条件は以下の通りです。



帰属、あなたは原作者のクレジットを表示しなければなりません。



非営利、あなたはこの作品を営利目的で利用してはなりません。



同一条件許諾、もしあなたがこの作品を改変、変形または加工した場合、あなたはその結果生じた作品をこの作品と同一の許諾条件の下でのみ頒布することができます。

- 再利用や頒布にあたっては、この作品の使用許諾条件を他の人々に明らかにしなければなりません。
- 著作[権]者から許可を得ると、これらの条件は適用されません。

上記によってあなたのフェアユースその他の権利が影響を受けることはまったくありません。

これは一般の方に読みやすいようにした[利用許諾条項](#)の要約です。

コモンズ証は、利用許諾条項そのものではありません。利用許諾条項の重要な条件の一部を一般の方にわかりやすいように表現したものです。この「コモンズ証」それ自体に法的な意味はありませんし、その内容は実際の使用許諾条件には書いてありません。作品の実際の利用条件は、利用許諾条項によって決定されます。[利用許諾条項はこちらをご覧ください。](#)

クリエイティブ・コモンズ及びクリエイティブ・コモンズ・ジャパンは法律事務所ではなく、コモンズ証の頒布・展示やコモンズ証リンクを貼ることは法的アドバイスその他の法律業務を行うものではありません。クリエイティブ・コモンズ及びクリエイティブ・コモンズ・ジャパンは、ライセンスの当事者ではなく、コモンズ証及び利用許諾条項の利用によって発生するいかなる損害も保証しません。

クリエイティブ・コモンズ・ライセンスにより利用を許諾された作品は、その作品を頒布している方たちの判断により提供されています。クリエイティブ・コモンズ及びクリエイティブ・コモンズ・ジャパンは、許諾者に正当な許諾を与える権限があることを保証しません。ライセンスを利用する際の注意点及び作品の利用に関する注意点は[こちら](#)をご覧ください。